

令和7年度 第3回 是正請求審査会 議事録

日時：令和8年2月6日(金) 10:00～10:30

場所：多治見市役所本庁舎 4階会議室

□出席者

- 【委員】 北見会長、久米委員、水野委員、隈元委員、
矢島委員、松浦委員、小川委員
- 【事務局】 総務課長、総務課職員

□欠席者

なし

□公開・非公開の別 非公開

多治見市情報公開条例第23条ただし書（同条例第6条第2項第1号：個人に関する情報、第4号：率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれのある情報 に該当）の規定による。

□会議の結果及び経過

案件：令和7年度地区懇談会の事前質問に対する回答に関する是正請求

1 答申書たたき台に対する意見集約結果及び修正箇所の報告

- | | |
|-----|---|
| 事務局 | <ul style="list-style-type: none">・これまでの審議内容を踏まえて答申書のたたき台を作成し、委員には事前に確認してもらった。・その結果、委員からいくつか意見が寄せられ、当初のたたき台を修正した。主な修正点は次のとおり。<ul style="list-style-type: none">(1) 審査会において、是正請求人が事前質問で求めた住民登録の数という情報は、条件によっては個人情報に直結する可能性があるという議論があった。実際の発言を反映し、その部分を「住民をあぶり出すような形」としていたが、「住民を特定するような形」に修正した。(2) 行為庁の対応を妥当なものとする理由の中で、KPIを用いて行為庁が事業評価を行っていることを挙げた。しかし、そのKPIの設定自体に疑問等があるとも捉えられ得る是正請求であるため、審理員意見書及び審理段階における口頭意見陳述での表現を踏まえ、「マンションを購入する目的は、個々の事情等が影響するため、それを正確に特定することは現実的に難しい。」という理由へ変更した。(3) 市の対応として、あたかも民事関係は市の活動の対象外であるかのような発言が続いたため、マンション管理適正化法や他市の事 |
|-----|---|

	例に触れて、民間の事柄でも地方公共団体に求められる役割は変化しているということを注意喚起する議論があった。その内容を付言に記載していたが、諮問に対する答申としては少し論点が異なってしまうため、その部分を削除した。
2 答申書調製	
会長	修正後の答申書たたき台について、他に意見や指摘事項などはあるか。
委員	「住民をあぶり出す」という表現を「住民を特定する」という表現に修正したことで、「特定の住民を特定する」という文章になっている箇所がある。最初の「特定の」は不要。
委員	現在、本件請求について棄却すべきという結論の前段は、 (1)行政機関として住民を特定するような形になる対応はできない。 (2)個々の事情等が影響するマンション購入目的を正確に特定することは難しい。 (3)他方、行為庁の説明は必ずしも十分であったとは言い難い。 という流れ。(3)は結論に直接関係のない部分であり、棄却という結論を導き出す理由ではなく、行為庁を論ずる部分である。そのため、結論の前段ではなく、結論後の付言に記載した方が良いと考える。
会長	現在の付言は、(3)の内容を受けて、改めて「必ずしも十分であったとは言い難い。」と記載されている。文章として適切な形になるよう調整をしたうえで、(3)と付言を一体化させるのが良い。
委員	個人情報保護法の解説部分において、個人情報の目的外利用及び外部提供ができるのは「条件が限定されている」と書かれている。「条件」という言葉は法令用語として適切ではないため、「要件」や「例外事由」といった言葉を用いた方が良いと考える。
会長	「条件」という言葉については、一般的にはこれでも通じるとは思うが、法律の作りからすると「例外事由」の方が適切。
委員	「行政機関として住民を特定するような対応はできないとする判断は正しい」という部分について、「正しい」と言い切ってしまうと良いものか。表現として強いと感じるし、引っかかる。積極的に正しいと認めるのか、それとも不合理ではないといった表現にするのか。「妥当」ぐらいが適切かもしれない。
会長	「住民を特定するような対応はできない。」の次に「マンション購入目的を正確に特定することは難しい。」という理由を加えて、「行為庁の回答は妥当なものであり、是正の必要性があるとは言えない。」につながってくる。そして、本件請求について棄却すべきという結論が出てくる構成である。「行為庁の回答は妥当」と合わせる形で、「住民を特定するような対応はできないとする判断は妥当であった。」に修正することとする。
会長	他に意見等なければ、本日の修正点を反映した答申を再度委員で確認し、それで問題なければ答申は確定したものとする。

3 次年度の予定について

事務局

- ・現在、諮問予定の案件はない。
- ・また是正請求があれば、審理手続き等を経て、改めて審査会に諮問する。

—以上—